

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第1項の規定により，大規模小売店舗の変更の届出がありましたので，法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき，次のとおり当該届出の概要を公告するとともに，その届出を縦覧に供します。

なお，この公告に係る，大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は，法第8条第2項に基づき，この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成 15 年 10 月 9 日

京都市長職務代理者
京都市助役 高 木 壽 一

1 届出者の氏名及び住所

株式会社高島屋
代表取締役 鈴木 弘治
大阪市中央区難波 5 丁目 1 番 5 号
阪急不動産株式会社
代表取締役 簀原 克彦
大阪市北区角田町 1 番 1 号東阪急ビルディング内

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社高島屋 京都店
京都市下京区四条通河原町西入真町 52 番地

(2) 変更した事項

| 変更した事項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|---|---|---|
| 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 | 株式会社高島屋 代表取締役 増倉 一郎 大阪市中央区難波 5 丁目 1 番 5 号 阪急不動産株式会社 代表取締役 渡邊 伍朗 大阪市北区角田町 1 番 1 号 東阪急ビルディング内 | 株式会社高島屋 代表取締役 鈴木 弘治 大阪市中央区難波 5 丁目 1 番 5 号 阪急不動産株式会社 代表取締役 簀原 克彦 大阪市北区角田町 1 番 1 号 東阪急ビルディング内 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 | 株式会社高島屋 代表取締役 増倉 一郎 大阪市中央区難波 5 丁目 1 番 5 号 | 株式会社高島屋 代表取締役 鈴木 弘治 大阪市中央区難波 5 丁目 1 番 5 号 |

(3) 変更の年月日

平成 15 年 3 月 1 日（株式会社高島屋の代表者の氏名）

平成 15 年 4 月 24 日（阪急不動産株式会社の代表者の氏名）

3 届出年月日

平成 15 年 9 月 24 日

4 縦覧場所，期間及び時間

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

平成 15 年 10 月 9 日（木）から平成 16 年 2 月 9 日（月）まで（日曜日，土曜日，国民の祝日に関する法律に規定する休日及び平成 15 年 12 月 29 日から平成 16 年 1 月 3 日までを除く。）

午前 9 時から正午まで

午後 1 時から午後 5 時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

平成 16 年 2 月 9 日（月）

（産業観光局商工部商業振興課）

